平成十九年十月十九日宮城県条例第七十八号

農村振興施策検討委員会条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、農村の振興のための施策に関する重要事項を調査審議するため、宮城県農村振興施策検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織等)

第二条 委員会は、委員八人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第三条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、専門委員について準用する。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(中山間地域等農村活性化推進委員会条例及び中山間地域等直接支払制度 検討委員会条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - 一 中山間地域等農村活性化推進委員会条例(平成十七年宮城県条例第七十 三号)

二 中山間地域等直接支払制度検討委員会条例(平成十七年宮城県条例第七十四号)

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部 改正)

3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略